

島田市森林整備計画書

計画期間

〔 自 令和 2年 4月 1日 〕
〔 至 令和12年 3月31日 〕
(変更 令和 5年 3月 31日)

静岡県
島田市

目次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 1

- 第1 森林整備の現状と課題 1
 - 1 島田市の概況
 - 2 市の森林・林業の現状と課題
 - 3 地域材の需要拡大・利用推進
- 第2 森林整備の基本方針 5
 - 1 森林の機能と望ましい姿
 - 2 森林整備の基本的な考え方
 - 3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定
 - 4 その他必要な事項
- 第3 森林施業の合理化に関する基本方針 18
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進
 - 2 森林施業の共同化の促進
 - 3 林業に従事する者の養成及び育成・確保

II 森林整備の方法に関する事項 19

- 第1 伐採に関する事項 19
 - 1 伐採の方法
 - 2 標準伐期齢
 - 3 その他必要な事項
- 第2 造林に関する事項 22
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
 - 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準
 - 5 その他必要な事項
- 第3 保育・間伐に関する事項 28
 - 1 保育の作業種別の標準的な方法
 - 2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法
 - 3 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林
 - 4 その他必要な事項
- 第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 . . 30
 - 1 作業路網の整備に関する事項
 - 2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 . . . 33
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策
 - 3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 - 5 その他必要な事項
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 34
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - 4 その他必要な事項
- 第7 その他森林整備に関する必要な事項 35
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

- 2 林業機械の導入の促進に関する事項
- 3 林業イノベーションの推進に関する事項
- 4 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項 38

- 第1 森林の病虫害の駆除又は予防の方法等 38
 - 1 森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法
 - 2 森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針
- 第2 鳥獣による森林被害対策の方法 39
 - 1 鳥獣害防止森林区域の設定
 - 2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法
 - 3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法
 - 4 鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等
- 第3 林野火災の予防の方法 40
- 第4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 40
- 第5 その他必要な事項 40
 - 1 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
 - 2 その他

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項 41

- 第1 保健機能森林の区域 41
- 第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法 . 41
- 第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備 41
 - 1 森林保健施設の整備
 - 2 立木の期待平均樹高
- 第4 その他必要な事項 41

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項 42

- 第1 森林経営計画の作成に関する事項 42
 - 1 森林経営計画の記載内容に関する事項
 - 2 一体整備相当区域
- 第2 生活環境の整備に関する事項 43
- 第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 43
- 第4 森林の総合利用の推進に関する事項 43
- 第5 住民参加による森林の整備に関する事項 44
 - 1 地域住民参加による取組
 - 2 上下流連携による取組
- 第6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 44
- 第7 その他必要な事項 44
 - 1 施業の制限を受けている森林に関する事項
 - 2 森林の土地の保全に関して留意すべき事項
 - 3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項
 - 4 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項
 - 5 公有林の整備に関する事項
 - 6 良好な森林景観の形成に関する事項

別紙 46

附録：参考資料 50

はじめに

島田市森林整備計画(以下、「本計画」という。)は、森林法(以下「法」という。)第10条の5の規定により、本市内の森林を適切に整備していくことを目的として、本市における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めたものです。森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして市長等が認定します。

本計画の対象となる森林は、県が定める静岡地域森林計画の対象森林です。本計画の期間中に、静岡地域森林計画が変更され、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたものとみなします。その際、新たに計画の対象に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容が適用されます。

なお、本計画は令和5年4月1日から効力を生じます。

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

(法第 10 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 5 号)

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨として、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関する基本方針等を定める。

第 1 森林整備の現状と課題

1 島田市の概況

本市は、静岡県の中中部地域に位置し、東は静岡市、焼津市及び藤枝市、西は浜松市、掛川市及び森町、南は吉田町、牧之原市及び菊川市、北は川根本町に接しており、北西から南東にかけて大井川が流れている。

市域は、東西約 23km、南北約 31km で、市の総面積は 31,570ha となっており、南アルプスへ向かって南北に長く、地形は山地、平野、台地に分けられる。

北部は標高 140m から 1,000m までの起伏に富んだ急傾斜地の多い地域であり、南西部の牧之原台地には茶畑が広がり富士山静岡空港が位置している。南東部の平野は大井川により形成された扇状地に市街地が広がっている。

島田市は、北西から南東にゆったりと流れる大井川の優れた水質と豊富な水量により古くからさまざまな産業が栄えてきた。木材産業も江戸時代から昭和 40 年頃まで大井川の上流部から切り出された木材が集まる集積場として大変栄え、「木都島田」と称された。

現在においても多くの林業経営体や製材所が存在しており、島田木材協同組合等を中心とした林業の普及啓発活動が行われているとともに、市内の民間原木市場においては、県下の優良素材を集めた「静岡県優良素材普及展示即売会」が年に一度開催されている。

図 1-1-1 島田市位置図



2 市の森林・林業の現状と課題

島田市の総面積 31,570ha のうち、森林面積は 20,846ha（私有林 19,975ha、国有林 871ha）で、総面積の約 66%を占めている。このうち、本計画の対象森林面積は 19,975ha であり、スギ、ヒノキを主体とした人工林面積が 13,565ha（人工林率 68%）と大きな割合を占めている。

人工林の 88%以上は 40 年生以上と資源として成熟しており、積極的な利用が望まれる。さらに、森林の持つ水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性は益々高まってきており、早急な森林整備が求められている。

しかし、林業を取り巻く状況は依然として厳しく、急傾斜地が多い地形による高い生産コストや木材価格の低迷などにより、林業生産活動が全般にわたって停滞している。事実、農林業センサスによる調査においても、島田市における林業経営体は 2005 年から 2015 年にかけて 2分の 1 に減少しており、担い手不足が深刻化している。

このため、林業の基盤となる林道・作業道などの路網整備、林業経営体の育成、大井川流域産材の需要拡大、林業イノベーションの推進といった関連施策を積極的に進める必要がある。

また、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させていくためには、木材生産を通じた人工林での利用間伐及び主伐・再造林の促進、住宅地周辺の森林の整備が必要である。

大井川流域の優良木材の安定的生産と、森林の有する公益的機能の高度発揮を目指し、市・林業経営体・森林所有者等が一体となり、計画的な森林保全及び森林整備を積極的に進める。

写真 1-1-1 大井川からみた山並



3 地域材の需要拡大・利用推進

森林整備を進めるとともに、林業を持続的に発展する産業として維持するためには、生産された木材を積極的に活用していく必要がある。

当市では、第2次総合計画において、「地域の特色を活かした農林業を進める方針」を掲げ、平成25年2月に策定した「島田市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」（平成30年改訂）に基づき、大井川流域産材の積極的な利活用と生産拡大を図っている。主な木材利用の実績としては、表1-1-1のとおり。このほか治山事業や法面工事等における型枠、土留め柵等でも木材の利用を実施している。

また、令和3年度に創設した「島田市地域木材利用促進事業」により、大井川流域産材を利用した木造住宅に対する補助を継続的に実施するとともに、市役所新庁舎の内装や受水槽に大井川流域の良質な木材を利用していく。

今後も、さまざまな優れた特性をもつ木材を有効に活用し、地域材の需要拡大及び利用推進に努めていく。

表1-1-1 主な木材利用実績

平成25年度	・川根温泉の国内最大級の木製貯湯タンク(写真1-1-2) ・市内初の木造消防詰所(写真1-1-3)
平成26年度	・川根温泉ホテルの内装・備品 ・木製カウンター
平成27年度	・川根小学校(写真1-1-4) ・川根図書館(写真1-1-5)
平成28年度	・観光公衆便所
平成30年度	・諏訪原城ビジターセンター(写真1-1-6)
令和2年度	・KADODE OOI GAWA観光案内所 「TOURIST INFORMATION おおいなび」(写真1-1-7)

写真 1-1-2 木製貯湯タンク(川根温泉)



写真 1-1-3 木造消防詰め所(第 15 分)



写真 1-1-4 川根小学校校舎



写真 1-1-5 川根図書館



写真 1-1-6 諏訪原城ビジターセンター



写真 1-1-7 TOURIST INFORMATION おおいなび



第2 森林整備の基本方針

1 森林の機能と望ましい姿

森林の持つ様々な機能は、主に「木材等生産機能」、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の7つに分類されており、このうち、水源涵養機能から生物多様性保全機能までの6つの機能は、人々の生活や周囲の環境に広く寄与することから「森林の公益的機能」と呼ばれている。

ここでは、それぞれの森林の機能とその機能の発揮の上から望ましい森林の姿を表1-2-1に示す。

表1-2-1 森林の機能と望ましい森林の姿

機能	働き	機能発揮の上から望ましい森林の姿
木材等生産機能	木材等を生産する働きがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・林木の生育に適した森林土壌を有している。 ・適正な密度を保ち、形質の良好な林木からなり、成長量が大きい。 ・林道等の生産基盤が適切に整備されている。
公益的機能	水源涵養機能	水資源を保持し、渇水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する働きがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有している。 ・下層植生とともに樹木の根が発達している。
	山地災害防止機能／土壌保全機能	自然現象等による土砂崩壊や土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等、山地の荒廃を防止し、土地を保全する働きがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れている。 ・適度な光が差し込み、下層植生が発達している。 ・必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている。
	快適環境形成機能	強風や飛砂、騒音等から生活環境を守り、快適な生活環境を形成する働きがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高い。
	保健・レクリエーション機能	保健、教育活動に寄与する働き、自然環境を保全・形成する働きがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している。 ・身近な自然として又は自然とのふれあいの場として適切に管理されている。 ・必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている。
	文化機能	自然景観や歴史的風致の構成要素となり、優れた美的景観を形成する働きがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している。 ・必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている。
	生物多様性保全機能	地域の生態系や生物多様性の保全に寄与する働きがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・原生的な森林生態系を保持している。 ・学術的に貴重な生物種が生育・生息している。

2 森林整備の基本的な考え方

(1) 森林の機能別の区域設定の基準

表1-2-1に示した森林の機能を特に発揮する必要のある森林について、森林の機能の維持増進を図るための森林として表1-2-2のとおり定める。

表1-2-2 森林の機能別の区域

機 能		森林の機能別の区域
木材等生産機能		木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「木材等生産機能維持増進森林」)
公益的機能別施業森林	水源涵養機能	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「水源涵養機能維持増進森林」)
	山地災害防止機能 土壌保全機能	山地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」)
	快適環境形成機能	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「快適環境形成機能維持増進森林」)
	保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「保健文化機能維持増進森林」)

(2) 森林施業の方法（施業種）

森林の機能の維持増進を図るための森林における施業の方法（以下、「施業種」という。）を表1-2-3のとおり定め、施業種ごとの主伐の時期の下限を表1-2-4のとおり定める。

表1-2-3 施業の方法（施業種）

区域	施業種	主伐	間伐
木材等生産機能維持増進森林 木材等生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林（以下、「特に効率的な施業が可能な森林」）	通常伐期	Ⅱの第1に示す「伐採に関する事項」のとおりとする。	Ⅱの第3の2「間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法」に示すとおりとする。
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、標準伐期齢に10年加えた林齢以上とし、その下限を表1-2-4に示す。	
山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林 快適環境形成機能維持増進森林 保健文化機能維持増進森林	長伐期	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、おおむね標準伐期齢の2倍の林齢以上とし、その下限を表1-2-4に示す。	

※ ただし、(1)に定める森林の区域が重複した森林では、表下段の施業種を適用する。

表1-2-4 主伐の時期（伐期齢）の下限

施業種	樹種（林齢）						
	スギ	ヒノキ	マツ	テーダマツ	その他針葉樹	コナラ	その他広葉樹
通常伐期	40	45	35	30	50	15	25
伐期の延長	50	55	45	40	60	25	35
長伐期	64	72	56	48	80	25	40

※1 マツはクロマツ及びアカマツを指す。

※2 標準伐期齢は、Ⅱの第1の表2-1-3を参照。

(3) 森林の整備・保全の考え方

表1-2-2に定めた森林の機能の維持増進を図るための森林について、森林の整備及び保全の考え方を表1-2-5のとおり定める。

表1-2-5 森林の整備・保全の考え方

区域	森林の整備・保全の考え方	
木材等生産機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林においては、木材等生産機能が十分に発揮されるよう、計画的な伐採による木材の安定供給に努める。 ・森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。 ・施業種は、「通常伐期」とする。 ・木材等生産機能の維持増進を図るため、伐採後は有用樹種により確実かつ早期に再造林するよう努めるものとする。 	
特に効率的な施業が可能な森林	<ul style="list-style-type: none"> ・木材の継続的生産による安定供給を促進するため、人工林については原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。 ・施業種は「通常伐期」とする。 	
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム等利水施設の上流部においては、水源涵養機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育・間伐を推進する。 ・施業種は、「伐期の延長」とする。
	山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害の発生の危険性が高い森林では、土砂流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・溪岸の侵食防止や山脚の固定等に必要なる谷止工や土留工等の施設の設置を推進する。 ・伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る。 ・施業種は、「長伐期」とし、適切な伐区の形状・配置により機能を確保するものとする。
	快適環境形成機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・風や騒音等から生活環境を守る森林については、皆伐を避ける。 ・松くい虫被害の拡大を防止するため、内陸側のマツ林で、広葉樹等への樹種転換が可能な森林は、積極的に樹種転換を進める。 ・地域の快適な生活環境を保全するため、所有者、地域住民、行政及びNPO等との協働により、適切な保育・間伐を進める。 ・施業種は、「長伐期」とし、適切な伐区の形状・配置により機能を確保するものとする。
	保健文化機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・保健機能維持増進森林においては、間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導する。 ・施業種は、「長伐期」とし、適切な伐区の形状・配置により機能を確保するものとする。

3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定

(1) 区域設定の基本方針

森林の機能別の区域について、区域設定の基本方針を表1-2-6のとおり定める。

表1-2-6 区域設定の基本方針

区域	区域設定の基本方針	
木材等生産機能 維持増進森林	・地位が高く、緩傾斜で林道等から近い針葉樹人工林が多くの割合を占める森林を面的に設定	
特に効率的な 施業が可能な 森林	・地理的、経済的条件等から特に効率的に木材生産を行うことが可能な人工林を設定	
公益的 機能別 施業 森林	水源涵養機能 維持増進森林	・水源かん養保安林に指定されているまたは、水源涵養機能を有しており、地域の用水源となっている森林を面的に設定
	山地災害防止/ 土壌保全機能 維持増進森林	・土砂流出防備保安林に指定されており、山地災害の発生によって人命・人家等施設への被害のおそれがある森林を面的に設定
	快適環境形成 機能維持増進 森林	・市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山の森林を設定
	保健文化機能 維持増進森林	・市民が気軽に森林に親しむことができる「悠久の森」と「童子の森」を設定

(2) 地域の目指すべき森林の姿

地域において期待される森林の機能を踏まえ、各地域における目指すべき森林の姿は次のとおりとする。

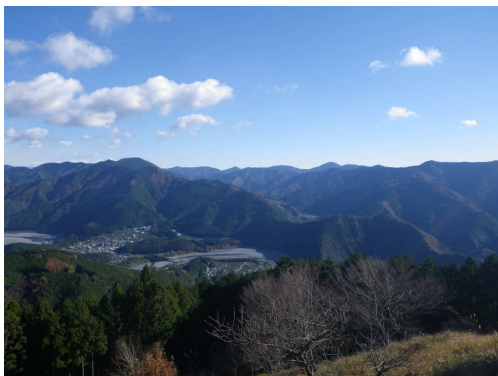
ア 旧川根地域

旧川根地域は、古くから林業生産活動が行われてきた針葉樹人工林、しいたけ等の特用林産物生産のための広葉樹人工林帯、さらには大径木の天然広葉樹林まで多種多様な森林が存在する。それらは、笹間川や家山川といった大井川へ流れ込む豊かな水量をもつ河川の水源地となっていることから、この水源地域に関しては、水源涵養機能を維持増進する適正な森林施業の推進を目指すものとする。

また、本市において林業活動が盛んに行われている地域であり、41年生以上のス

ギヒノキ林が地域内の森林の 64%を占めている。そのため、林業に必要な木材等の生産機能を発揮させるため、路網整備にも力を入れていく。

写真 1-2-1 旧川根地域の山林



イ 旧金谷地域

旧金谷地域には国有林があり、その周辺は針葉樹人工林が配置されている。この地域には大井川流域の優良材の利活用を推進するべく大井川に沿うように木材加工施設が点在しており、林業とは切り離せない地域であるといえる。

この地域も大井川支流の水源林が存在しており、水源涵養機能の維持増進に努めるものとする。

また、この地域には童子の森公園があり、遊歩道など森林に親しむよう整備されている。

写真 1-2-2 旧金谷地域の山林



ウ 旧島田地域（大井川以北）

この地域の北部は、古くから林業生産活動が行われてきた針葉樹人工林帯、しいたけ等の特用林産物生産のための広葉樹人工林帯、さらには大径木の天然広葉樹林帯まで多種多様な森林が存在している。それらは、伊久美川や大津谷川といった大井川へ流れ込む豊かな水量をもつ河川の水源地となっている。

東部に位置する東光寺地区に県有林が存在し、「悠久の森」として整備されている。

また、一部に成熟した針葉樹人工林をもつが、それ以外はおおむね民家・市街地に隣接した森林であるといえる。

そこで、この地域では「悠久の森」を利用した自然環境を活かし、市民が気軽に森林に親しむことのできる空間を作りながら、公益機能を維持増進させ、可能な地区においては作業路網の整備を推進し木材資源の活用を図る森林を目指すものとする。

写真 1-2-3 旧島田地域の山林(大井川以北)



写真 1-2-4 悠久の森の様子



エ 旧島田地域（初倉地域）

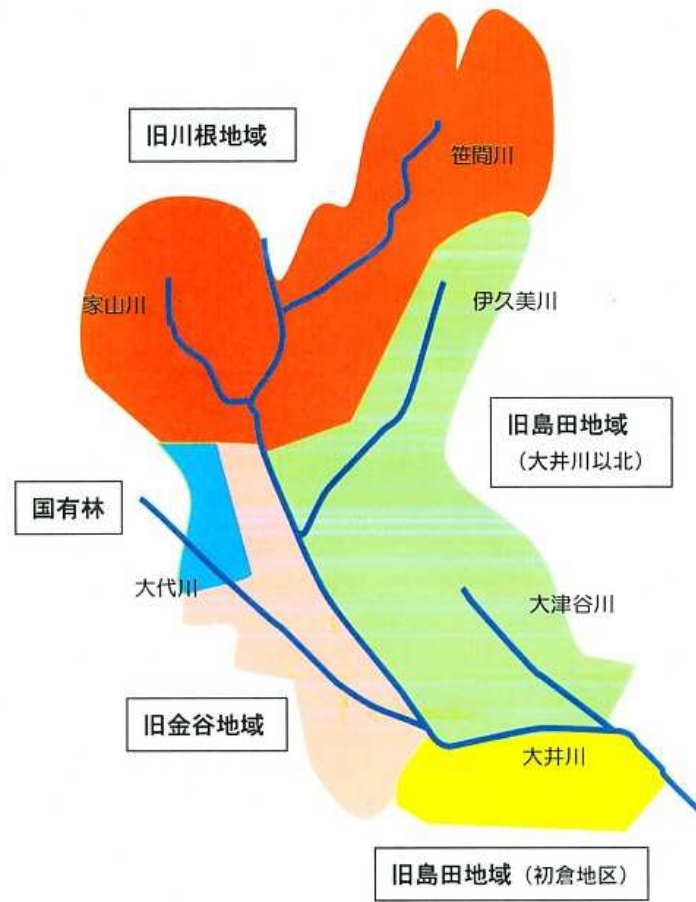
初倉地域には広大な牧之原大茶園が広がり、大井川に接した森林は、この台地を地形的に支える形状を成している。また南側には富士山静岡空港があり、その周辺の森林は地域住民の生活環境を守る緩衝帯の役割を果たしているといえる。

そこで、初倉地域では公益的機能や生活環境を維持させつつ、適正な森林施業を行える森林を目指すものとする。

写真 1-2-5 旧島田地域の山林（初倉地域）



图 1-2-1 区域位置图



(3) 森林の区域設定

地域の目指すべき森林の姿を踏まえて、本市において特に森林の機能を発揮する必要がある森林と施業種を表1-2-7のとおり設定する。

表1-2-7 地域別の森林の区域

地域	機能区分					施業種	区域設定の考え方	面積 (ha)
	木材	水源	山地	快適	保健			
旧川根地域	○					通常 伐期	クヌギ・コナラの 植栽地をしいたけ のほだ木の生産林 とする。	18
	○	○				伐期の 延長	木材の生産機能が 発揮されるよう適 切な森林施業を推 進する。	3,302
		○				伐期の 延長	大井川に流れる支 流のため水源涵養 機能を発揮させ る。	7,033
		○	○			長伐期	山地災害の危険性 が高く、多くが保 安林若しくは砂防 指定地に指定され ている。	213
旧金谷地域		○				伐期の 延長	大井川に流れる支 流のため、水源涵 養機能を発揮させ る。	2,238
		○	○			長伐期	山地災害の危険性 が高く、大部分が 保安林に指定され ている。	42
			○			長伐期	市街地に隣接する 斜面に位置し大部 分が保安林に指定 されている。	155
				○		長伐期	台地に位置し、防 風林などの環境保 全を推進する。	130

地域	機能区分					施業種	区域設定の考え方	面積(ha)
	木材	水源	山地	快適	保健			
旧金谷地域					○	長伐期	童子の森公園を中心として、自然に親しめる森林を目指す。	39
旧島田地域 (大井川以北)	○					通常伐期	クヌギ・コナラの植栽地をしいたけのほだ木の生産林とする。	13
	○	○				伐期の延長	木材の生産機能が発揮されるよう適切な森林施業を推進する。	1,151
		○				伐期の延長	大井川に流れる支流のため水源涵養機能を発揮させる。	4,775
			○			長伐期	山地災害の危険性が高く、大部分が保安林に指定されている。	110
				○		長伐期	主要道の緩衝帯として環境保全を推進する。	230
					○	長伐期	遊歩道が整備されており、自然に親しめる森林を目指す。	115
旧島田地域 (初倉地域)			○			長伐期	大井川と台地の間に位置する斜面であり、大部分が保安林に指定されている。	81
				○		長伐期	静岡空港の緩衝帯として環境保全を推進する。	331

※機能区分は、森林の機能の維持増進を図るための森林を示す。

表 1-2-8 森林の区域（機能別）

区 分		森林の所在	面積 (ha)
木材生産機能維持増進森林		概要図のとおり	4,483.98
	特に効率的な施業が可能な森林	—	—
公益的機能別 施業森林	水源涵養機能維持増進森林	概要図のとおり	18,753.72
	山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	概要図のとおり	601.45
	快適環境形成機能維持増進森林	概要図のとおり	690.16
	保健文化機能維持増進森林	概要図のとおり	153.90

※1 詳細な森林の所在は付属の概要図を参照。

※2 重複して指定している森林があるため、面積の合計は、計画対象森林の面積とは一致しない。

※3 樹種がクヌギ・コナラの場合は、木材等生産機能維持増進森林のみとする。

表 1-2-9 森林の区域（施業種別）

施業の方法	森林の所在	面積 (ha)
通常伐期	概要図のとおり	31.40
伐期の延長	概要図のとおり	18,498.15
長伐期	概要図のとおり	1,446.01
計		19,975.56

※ 詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

4 その他必要な事項

(1) 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域

該当なし。

(2) 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

「特に針広混交林化を推進すべき森林」及び「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」を次のとおり定め、これらの森林のうち荒廃した森林では、静岡県森の力再生基金条例（平成 18 年静岡県条例第 19 号）第 2 条に規定する事業を実施し、針広混交林化又は樹種の多様性増進を図る。

ア 特に針広混交林化を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業が困難と認められるスギ・ヒノキの人工林においては、単層である森林を広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林となるよう、適切な伐採を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表 1-2-10 のとおり定める。

イ 特に樹種の多様性増進を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的経済的社会的条件からみて、森林所有者による適正な森林施業の困難性が認められる森林においては、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等になるよう、適切な伐採、更新、保育を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表 1-2-10 のとおり定める。

表 1-2-10 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林の区域及び整備・保全の考え方

種類	森林の整備・保全の考え方	
特に針広混交林化を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> 伐採方法は、皆伐又は間伐を原則とし、列状又は群状の伐採を基本とする。 伐採率は、本数換算でおおむね 40%とし、本数換算で 35%を下回らないこととし、かつ、材積換算でおおむね 40%を上回らないこととする。 	
	森林の区域	別紙のとおり 【面積 9,173.16ha】
特に樹種の多様性増進を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> 広葉樹林等を対象とする伐採方法は、皆伐、択伐又は間伐とし、伐採率は、材積換算でおおむね 50%以内とする。 竹林を対象とする伐採方法は、皆伐による樹種転換を原則とする。 	
	森林の区域	別紙のとおり 【面積 61.87ha】

(3) 竹林の取り扱い

放置された竹林が周辺の森林や農地に拡大していることから、竹林の取扱いを表 1-2-11 のとおり定める。

表 1-2-11 竹林の取扱い

管理の目的		整備・保全の考え方
資源として 整備、利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ たけのこ、幼竹、竹材の生産 ・ 竹チップの利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産目的に合わせた適正管理を推進 ・ 生産、流通、加工体制の整備 ・ 利用技術の開発、バイオマス利用 ・ 地域の特産品等としての活用
竹林として 整備、保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竹林の景観、文化、環境形成機能等の保全 ・ 竹林の防災機能の活用 ・ 憩いの場、教育の場等として活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的に合わせた適正管理を推進 ・ 管理体制の整備及び管理する人材の育成を支援 ・ 体験教育等の機会を創出
竹林としてではなく、森林の保全・再生を優先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林景観及び環境の保全 ・ ふれあいの場、体験教育の場等として活用 ・ 防災機能等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竹林の拡大防止 ・ 伐採や枯殺後、樹種転換 ・ ふれあい、体験教育等の機会を創出 ・ 地域住民や NPO 等との協働による森林づくり

第3 森林施業の合理化に関する基本方針

本市の森林整備を総合的かつ計画的に実施するため、森林施業の合理化の基本方針を次のとおり定める。

1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進

森林の経営に関して意欲と実行力を有した林業経営体や地域の中核となる森林所有者が、周辺の森林所有者らの森林の経営も受託するなどして、面的にまとまった森林を対象に、林内路網の整備や主伐・再造林、利用間伐などの効率的な森林施業を実行することに対して支援をする。

2 森林施業の共同化の促進

林業経営体等の関係機関と連携し、小流域内の森林所有者間の調整及び合意形成を図り、森林施業の共同化を促進する。また、森林経営計画の作成や、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結を促進する。

3 林業に従事する者の養成及び育成・確保

効率的な木材生産を図るため、森林技術者や森林施業プランナー等の人材を育成するとともに、就業前の情報提供やインターンシップの促進を図るほか、雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取組を支援することにより、林業従事者の定着を図る。

II 森林整備の方法に関する事項

(法第 10 条の 5 第 2 項第 2 号から 4 号及び第 6 号から 8 号
並びに第 3 項第 1 号から 3 号)

第 1 伐採に関する事項 (法第 10 条の 5 第 2 項第 2 号)

1 伐採の方法

(1) 立木竹の伐採

立木竹の伐採について表 2-1-1 のとおり定める。

表 2-1-1 立木竹の伐採の方法

区分	指 針	
主伐 (更新を伴う伐採)	皆伐	<ul style="list-style-type: none"> ・主伐のうち、択伐以外のもの。 ・気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、次のことに配慮して行うもの。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 適切な伐採区域の形状 ➤ 1 箇所あたりの伐採面積の規模 ➤ 伐採区域のモザイク的配置 ・伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20ha ごとに保残帯を設け適確な更新を図るもの。
	択伐	<ul style="list-style-type: none"> ・主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。 ・森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持増進するものとし、適切な伐採率によって実施するもの。 ・適切な伐採率とは、材積率 30%以下とする。ただし、伐採後に人工造林を行う場合は 40%以下とする。
間伐 (更新を伴わない伐採)	立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的の樹種の一部を伐採して行うものであって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するもの。	

(2) 伐採（主伐）の標準的な方法

伐採（主伐）の標準的な方法を、表 2-1-2 とおり定める。

表 2-1-2 伐採（主伐）の標準的な方法

区分	指 針
共通事項	<p>適正な伐採とは、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、伐採によって林地を荒らさず、伐採後の適確な更新を図るものをいう。</p> <p>適正な伐採を行うための基本的な指針は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採跡地に接する森林を伐採する場合は、伐採跡地が連続することがないよう、周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を設置するものとする。 ・林地の保全及び公益的機能を考慮し、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとする。 ・伐採後の更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行うものとする。 ・対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。 ・野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努めるものとする。 ・『主伐時における伐採・搬出指針の制定について』（令和3年3月16日2林整第1157号林野庁長官通知）、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」等を踏まえ、林地保全に努めるものとする。
育成単層林	<p>育成単層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皆伐は、気象、森林生産力及び病虫獣害の発生状況等の自然条件からみて、更新が確実である森林について行うものとする。 ・更新の方法を天然更新として行う伐採は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮して行う。特にぼう芽更新を行う場合は、優良なぼう芽を促すため、11月から3月に伐採するものとする。 ・育成複層林へ誘導する伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合は、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採も行えるものとする。 ・伐採は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、樹種及び林齢等の多様化、長期化に考慮して行うものとする。 ・林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要に応じ保護樹帯を設置するものとする。
育成複層林	<p>育成複層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度に発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採も行えるものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、施業種を「択伐による複層林」とした区域においては、下記のとおりとする。 ア 伐採後に人工造林を行う択伐の場合は、伐採率は40%（材積率）を上限とする。 イ 伐採後に天然更新を行う択伐の場合は、母樹の保存、種子の結実や飛散状況等を考慮して伐採率を決めるものとし、伐採率は30%（材積）を上限とする。隣接して広葉樹林が残存している森林等は、天然下種更新により広葉樹を導入することも考慮するものとする。
天然生林	・主伐にあたっては、育成単層林施業及び育成複層林の項目に準ずる。

※用語説明

- ・ 育成単層林：森林を構成する林分を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林。
- ・ 育成複層林：森林を構成する林分を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
- ・ 天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ、維持される森林。例えば天然更新による、シイ・カシ・シラビソ等からなる森林。なお、「主として天然力を活用」とは、自然に散布された種子が発芽して樹木が生育すること又はぼう芽により樹木が生育することを指す。

2 標準伐期齢

主要樹種の標準伐期齢を表2-1-3のとおり定める。

なお、立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を義務付けるものではない。

表2-1-3 標準伐期齢

地区	樹種（林齢）						
	スギ	ヒノキ	マツ	テーダマツ	その他針葉樹	コナラ	その他広葉樹
全域	40	45	35	30	50	15	25

（注）マツはクロマツ及びアカマツを指す。

3 その他必要な事項

高齢級のテーダマツについては、風倒害のリスクを考慮しつつ、国や県の実証・研究の知見を踏まえ、伐採方法や伐採時期について検討する。

第2 造林に関する事項（法第10条の5第2項第3号）

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、表2-2-1のとおり定める。

表2-2-1 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ

- ※1 スギ、ヒノキ等の苗木の選定にあたっては、成長にすぐれたエリートツリーの苗木や花粉症対策に資する苗木の導入に努めるものとする。
- ※2 クロマツ、アカマツを植栽する場合は、マツノザイセンチュウに対する抵抗力が認められたものが望ましい。
- ※3 定められた植栽樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、市の農林整備課（森林・林業関係の担当課）と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。
- ※4 テーダマツの植栽においては、風倒害のリスクが高い場所や、貴重な動植物・生態系が確認されている場所を避けること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な植栽本数

人工造林の植栽本数を、表2-2-2に定める。

表2-2-2 人工造林の標準的な植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中仕立て	3,000～3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
ヒノキ	中仕立て	3,000～3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
テーダマツ	中仕立て	2,500 本/ha	
マツ類	中仕立て	3,000 本/ha	
広葉樹	中仕立て	3,000 本/ha	

- ※1 マツ類は、クロマツとアカマツを指す。
- ※2 標準的な植栽本数の上限を超える本数を植栽しようとする場合は、市の農林整備課（森林・林業関係の担当課）と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。
- ※3 現地状況や地形等を考慮し、上記の本数での植栽が困難な場合には、1,000 本/ha を下限の目安とし、更新が確保できる範囲内で植栽本数を減じることができる。ただし、この場合にも、市の農林整備課（森林・林業関係の担当課）と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法を、表2-2-3に定める。

なお、人工造林の実施にあたっては、コンテナ苗の活用、伐採と造林を連携して行う一貫作業システム等の効率的な造林、成長に優れたエリートツリー苗木の活用や低密度植栽などによる「低コスト主伐・再造林」を推進する。また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の導入に努めるものとする。

表2-2-3 人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法	
	育成単層林	育成複層林
地拵え	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽の支障とならないように伐採木及び枝条等を整理する。 ・気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置にするなどの点に留意する。 	—
更新	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として植栽とする。 ・植付けは、気象その他の立地条件及び地域の標準的な方法を考慮してその方法を定め、適期に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として樹下植栽とする。 ・隣接して広葉樹林が残存している場合には、周辺林地から種子供給等による天然下種更新を考慮することができる。 ・植栽する本数は、表2-2-2に示す標準的な植栽本数に、上層木の立木の伐採率を乗じた本数以上とするよう留意する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林により更新を図る森林の伐採跡地においては、森林の多面的機能の維持及び早期回復を図るため、表2-2-4に定める期間内において更新を完了するものとする。

表2-2-4 伐採跡地の人工造林をすべき期間

区分	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択伐 (伐採率40%以下)	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在などの森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新対象樹種

天然更新の対象樹種を表2-2-5のとおり定める。

表2-2-5 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種	
天然更新対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、テーダマツ、カラマツ、モミ、ヤシヤブシ・ハンノキ類、シデ類、カンバ類、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、ホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、アオダモ、クサギ、オニグルミ、カツラ、クロガネモチ、ハリギリ、ヒメシャラ
ぼう芽による更新が可能な樹種	イヌシデ、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ケヤキ、ヤブニッケイ、タブノキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、エゴノキ、アオダモ、カツラ、クロガネモチ

※ 「ぼう芽による更新が可能な樹種」の欄にあっても、更新が完了していない若齢の広葉樹林や大径木化した広葉樹二次林（根元直径40cm以上、おおむね80年生以上）は、ぼう芽による更新が可能な樹種には含めないものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法を表2-2-6に定め、天然更新すべき立木の期待成立本数は表2-2-7に定める。

また、天然更新に当たっては、必要に応じて表2-2-8に定める天然更新補助作業を実施するものとする。併せて、シカ等の食害が予想される地域では、必要に応じて防護柵等による食害防止対策を実施するものとする。

表2-2-6 天然更新の標準的な方法

区分	標準的な方法
天然下種更新	種子が自然に落下して発芽、成長することで図られる更新。 天然下種更新は、周辺の母樹の状況を把握した上でを行い、状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。
ぼう芽更新	根株からの発芽（ぼう芽）、成長によって図られる更新。 ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき、植込みを行うこととする。

表 2-2-7 天然更新すべき立木の期待成立本数等

区分	本数
期待成立本数	6,000 本/ha

表 2-2-8 天然更新補助作業

天然更新補助作業	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	ササなどの下層植生によって、天然に発生した稚樹の生育が阻害されている箇所において、下草刈りや清掃作業を行う。
植込み	天然に発生した稚樹の生育状況等を考慮し、天然更新の不十分な箇所においては、必要な本数を植栽する。
芽かき (ぼう芽整理)	ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を 1 株当たりの仕立て本数 4～5 本を目安としてぼう芽整理を行う。 2 回目は 4 年目に実施し、1 株当たりの仕立て本数は 2～3 本とする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の発揮のためには、伐採跡地を早期に森林に回復する必要がある。そのため、天然更新を図る森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に、天然更新を完了させるものとする。

(4) 天然更新完了の確認

天然更新を図る森林においては、皆伐後 5 年以内に静岡県天然更新完了基準に基づき、次に定める手順により更新状況の確認調査を行う。

ア 確認調査の方法

- ・調査の時期は、伐採後 5 年以内とする。
- ・調査方法としては、まず目視によって基準を満たしているかを判断する。
- ・明らかに基準を満たしているとの判断がつかない場合には、プロット調査を行う。
- ・プロット調査の内容は、天然更新すべき立木の樹種名と本数とする。
- ・プロットの設定方法は、以下のとおりとする。
 - ・プロットの大きさは 5 m × 5 m (25 m²) とし、2 箇所以上設ける。
 - ・プロットは、対象地の地形や植生等を考慮の上、平均的な箇所を選択する。
 - ・対象地の後継樹の発生状況が均一でない場合は、区分けして調査することができる。(後継樹とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹・ぼう芽枝のうち将来の森林の樹冠を構成する樹種を指す。)

イ 天然更新の完了基準

天然更新の完了基準を表 2-2-9 のとおり定める。

表 2-2-9 天然更新の完了基準

項目	基準
完了の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・天然更新すべき立木(表 2-2-5 で定める樹種で樹高が 2 m 以上のもの) の本数が、期待成立本数の 3 割以上で、かつ均等に生育している状態である。 ・プロット調査においては、すべてのプロットが基準を満たしている。
天然更新すべき立木の本数の下限値	<ul style="list-style-type: none"> ・期待成立本数の 3 割 (=1,800 本/ha) ・ただし、気象や土壌等の条件により、上記基準を適用することが明らかに困難な場合は、伐採前の森林や周辺の森林を参考にして、1,000 本/ha を下限とすることができる。

ウ 基準を満たしていない場合の対応

確認調査の結果、天然更新の完了基準を満たしていない場合には、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 7 年以内に、天然更新補助作業を実施して天然更新を完了させる又は植栽を行うものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新に必要な母樹やぼう芽更新に適した立木の有無、林床の状況、病虫獣害などの被害の発生状況、既往の主伐箇所における更新状況、その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を考慮して、伐採後の適確な天然更新が期待できないと認められ、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を次のとおり定める。

- ・針葉樹人工林である。
- ・母樹となりうる高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない。
- ・周囲 100m 以内に広葉樹林が存在しない。
- ・林床に更新樹種が存在しない。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準

法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準を次のとおり定める。

(1) 更新にかかる対象樹種

法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく造林の命令を受けた者は、次に定める樹種を植栽するものとする。

ア 人工造林の場合

表 2-2-1 に定める樹種とし、表 2-2-10 に再掲する。

イ 天然更新の場合

表 2-2-5 に定める樹種とし、表 2-2-10 に再掲する。

表 2-2-10 更新にかかる対象樹種

更新方法	対象樹種
人工造林	スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ
天然更新	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、テーダマツ、カラマツ、モミ、ヤシヤブシ・ハンノキ類、シデ類、カンバ類、 クリ、ナラ・カシ・シイ類、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、 クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、 カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、 ホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、 カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、 アオダモ、クサギ、オニグルミ、カツラ、クロガネモチ、 ハリギリ、ヒメシャラ

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

生育し得る最大の立木の本数は 6,000 本/ha とする。

5 その他必要な事項

該当なし。

第3 保育・間伐に関する事項(法第10条の5第2項第4号)

保育及び間伐は、森林の立木の生育の促進、林分の健全化及び利用価値の向上を図るために実施するものとし、その標準的な方法を次のとおり定める。

1 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種とその標準的な方法を表2-3-1のとおり定める。

表2-3-1 保育の標準的な方法

種類	樹種	実施林齢及び時期等
下刈	スギ ヒノキ	林齢：10年生までのうち、下草が繁茂し造林木の成長を著しく阻害する時に実施 時期：6～7月頃を目安
つる切り	スギ ヒノキ	林齢：つるが繁茂する状況に応じて実施 時期：下刈及び除伐時
除伐	スギ ヒノキ	下刈終了後に、育成目的樹種とそれ以外の樹種との競合が始まった時期
枝打ち	スギ ヒノキ	林齢：枝下直径が7cmになった時に実施 方法：直径5～6cmのところまで実施 「目標とする材長+0.5m」の高さまで実施 時期：11月～2月上旬頃
その他	—	造林地の野生動物による食害対策として、忌避剤の塗布や防護柵の設置等を実施

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法

間伐は、「新・システム収穫表※1」を利用し、表2-3-2に示す指針に従って実施する。

表2-3-2 間伐の標準的な方法

項目	指針
間伐の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐の時期は、林木の樹冠が閉鎖して、林木相互の競争が生じ始めた時とする。林木の樹冠閉鎖の目安は樹冠疎密度10分の8以上とする。 ・間伐を行うべき立木の混み具合を表す指標として「収量比数(Ry)※2」を用いるものとし、その値を表2-3-3に定める。 ・平均的な間伐の実施時期の間隔の年数を表2-3-4に定める。
間伐率 間伐回数	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐率と回数は、「新・システム収穫表」を用いて林分の健全性保持と生産目標への誘導が可能となる割合と回数を算出し、現地状況を考慮して定める。 ・材積による伐採率の上限は35%を標準とする。 ・5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。

選木の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・選木の方法は、森林の整備・保全の目標と森林の状況に応じて、定性間伐や列状間伐等、最も適切な方法を選択する。 ・保育期の間伐は、被圧木、二又などの不良木、あばれ木などを選定することを原則とするが、均等な立木密度が得られるよう残存木の配置にも配慮する。 ・8 齢級以上の間伐は、利用可能な森林資源の活用の観点から、上層木や中層木も対象とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・利用可能な森林資源の活用を図るため、間伐材の搬出を推進する。 ・地形上、風衝地となり得る場所においては、風倒害に留意して間伐を行う。

※1 「新・システム収穫表」とは、静岡県農林技術研究所森林・林業研究センターが作成したスギ・ヒノキ人工林の収穫予測を行うプログラム（エクセルファイル）。樹種、林齢、ha 当たり本数、地位、間伐時期を入力することにより、簡単に収穫予測を行うことができる。プログラムは、静岡県のホームページからダウンロードできる。「新・システム収穫表」による試算の一例を下表のとおり。

<「新・システム収穫表」による試算の一例>

年生	施業	本数 伐採率	伐採後本数 (本/ha)	伐採後収量 比数(Ry)	平均胸高 直径(cm)	伐採材積 (m ³ /ha)	備考
15	下層間伐	39%	1,395	0.7	13.2	48	
25	下層間伐	31%	960	0.7	18.3	58	
35	下層間伐	23%	737	0.7	23.1	54	
50	皆伐	100%			29.9	548	

※ 樹種スギ、15 年生時立木本数 2,300 本/ha、地位Ⅲの条件で、伐期の延長施業（50 年生を伐期）とした場合

※2 「収量比数 (Ry)」とは、その時期の森林が蓄えることができる最大量の幹材積に対する実際の幹材積の割合のことで、間伐の時期や間伐率を決める時に用いる。間伐を行うと収量比数が下がり、その後再び 1 に近づいていく。

表 2-3-3 収量比数

樹種	収量比数
スギ	0.85
ヒノキ	0.85

表 2-3-4 平均的な間伐の実施時期の間隔

区分	間伐の実施時期の間隔
標準伐期齢未満	10 年
標準伐期齢以上	15 年

3 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林
該当なし

4 その他必要な事項
該当なし

第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(法第10条の5第2項第8号)

1 作業路網の整備に関する事項

ここでは、森林施業を低コストで効率的に行うために必要な作業路網の整備に関する事項を示す。作業路網については表2-4-1に定義する。

表2-4-1 作業路網の区分と定義

区分		定義
基幹路網	林道	不特定多数の者が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線となるもの。
	林業専用道	主として森林施業のために特定の者が利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、普通自動車(10t積程度のトラック)や林業用車両(大型ホイールタイプフォワード等)の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造を有することにより、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・補完するもの。
細部路網	森林作業道	森林作業のために特定の者が利用し、主として林業用機械(2t積程度の小型トラックを含む)の走行を予定するもの。

(1) 作業路網の密度に関する事項

森林施業を低コストで効率的に行うため、施業を一体的に行う森林について、森林の傾斜等に応じてあらかじめ作業システム(車両系又は架線系)を定め、表2-4-2に掲げる作業路網の密度を目安として林道及び林業専用道、森林作業道を適切に配置する。

表2-4-2 作業路網の密度

傾斜区分	作業システム	路網密度	
			うち基幹路網
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	110m/ha以上	30~40m/ha以上
中傾斜地 (15~30°)	車両系	85m/ha以上	23~34m/ha以上
	架線系	25m/ha以上	
急傾斜地 (30~35°)	車両系	60m<50m>/ha以上	16~26m/ha以上
	架線系	20m<15m>/ha以上	
急峻地 (35°~)	架線系	5m/ha以上	5~15m/ha以上

※ 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(2) 基幹路網に係る留意事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網の開設は、車両の安全かつ円滑な通行を確保するため、表 2-4-3 に示す規格（林道規程）を遵守する。林業専用道及び森林作業道の開設は「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表 2-4-3 基幹路網の規格・構造

区 分		規 格 (林道規程)		車道幅員	通行車両	
基幹路網	林道	森林基幹道 森林管理道 森林施業道	第 1 種 及び	自動車道 1 級	4.0m(3.0m)	一般車両、林業用車両
			第 2 種	自動車道 2 級	3.0m	
		第 2 種	自動車道 3 級	2.0m		
	林業専用道		第 2 種	自動車道 2 級	3.0m	林業用車両 (10t 積トラック)

※第 1 種：セミトレーラーを設計車両とするもの

※第 2 種：普通自動車、小型自動車を設計車両とする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画を表 2-4-4 に示す。詳細な計画は、別紙及び付属の概要図による。

表 2-4-4 基幹路網の整備計画

整備計画	路線数	延長 (km) / 箇所数 (箇所)
森林基幹道の開設	1 路線	0.4km
森林管理道の開設	5 路線	18.5km
林道の改良 (拡張)	30 路線	73 箇所
林道の改良 (舗装)	9 路線	19.9km

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網は、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(3) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作成に係る留意事項

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備や木材の搬出のため、継続的に用いられる道であり、表2-4-5に示す通行車両による使用を想定し、また、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

また、森林作業道の開設は、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表2-4-5 森林作業道の規格

区分	幅員	通行車両（林業用車両）
森林作業道	全幅員 2.5m以上	車両系林業機械又は小型のトラック
	全幅員 2.5m未満	車両系林業機械（車体幅 2.0m程度）

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理する。

(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

表2-4-4に掲げる計画に沿って、基幹路網の整備を推進していく。

また、林道等の基幹路網から200m以内で、傾斜が35度未満の森林は木材生産に適しており、こうした森林においては、細部路網の整備を推進し、主伐や利用間伐等による木材生産を促進していく。

特に、表2-4-4に掲げた計画期間内に整備する基幹路網の周辺の森林を路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進していく。

なお、路網整備等推進区域は、表2-4-6のとおり定める。

表2-4-6 路網整備等推進区域

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	開設予定 路線	開設予定 延長(m)	対図番号	備考
川根町家山	297	大尾大日山線	34,991 (5,756)	1	
伊久美～川根町上河内	381	京柱線	6,758	2	

※開設予定延長中の()は、市内の延長分を示す。

2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

(法第10条の5第2項第6号)

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市の森林は小規模零細な所有形態が多数を占めており、加えて森林施業の受委託もほとんど行われておらず、効率的な森林施業が困難な状況である。

そこで、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、数十 ha の施業団地とした上で、作業路網の整備や間伐などの森林施業を一括して行えるよう、森林の育成や利用に関する事項を意欲と実行力のある林業経営体へ委託することを促進し、効率的な森林の経営を図っていく。

2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

施業の集約化や計画的な路網整備等に関する意欲と実行力のある者に対して、必要な情報の提供、助言、指導その他の援助を積極的に行っていく。

また、森林の施業を効率的かつ適切に行っていくためには、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、森林情報の精度向上に努める。

3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、森林経営計画を作成するにあたっては、森林所有者と次の権原が付与された契約（以下「森林経営委託契約」という。）を締結する必要がある。

なお、すでに、森林所有者と長期施業受委託契約を締結している場合であっても、森林経営計画を作成するにあたっては、「森林経営委託契約」の締結が必要であることから、現行の契約内容を確認し、必要に応じて新規契約や変更契約を行うものとする。

- ① 造林、保育及び伐採に必要な育成権原
- ② ①に基づき伐採した木竹の処分権原
- ③ 森林の保護や作業路網の整備等に関する権原

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度の活用については、引き続き、当市の森林の経営管理に関する実情を把握し、継続的に検討するとともに、森林環境譲与税による「島田市ぬくもりのある森林づくり事業」等を活用し、森林整備を促進する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項（法第10条の5第2項第7号）

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化とは、間伐、保育等の森林施業の推進について、森林所有者等の間で、施業の実施時期や実施方法について調整を行い、複数の森林所有者等が森林施業を集約化し、それを一体として効率的に行うことをいう。

森林施業の共同化を促進するために、一体として行う森林施業に適した森林を抽出するとともに、その森林所有者等の間で森林施業の集約化のための合意形成を図られるように指導・助言をする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

集落あるいは一体として行う森林施業に適した森林の所有者等に呼びかけ、森林施業に関する話し合いの場を創出し、森林施業の共同化を図る。

また、啓発及び普及活動を行い、森林所有者等間の施業実施協定への参画を促す。

なお、民有林と国有林の隣接した地域等においては、効率的な路網整備や間伐等の森林整備、さらには、林産物の安定供給が可能となるよう、関係者間で連携を図りながら、必要に応じて森林施業の共同化及び林産物のシステム販売を促進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）が、森林経営計画を作成するにあたっては、次の事項を明確にする必要がある。

- ① 共同して行う森林施業及び保護の種類並びにその実施方法
- ② 作業路網その他施設の設置及び維持管理の方法
- ③ 共同施業実施者の一人が、上記①又は②により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、施業の共同実施の実効性を担保するための措置

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 その他森林整備に関する必要な事項(法第10条の5第3項第1号から3号)

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 森林技術者の能力の向上

森林組合等の林業経営体に雇用された技術者が、経験年数に応じて、技術、知識、能力を習得し、効率的な木材生産を担う森林技術者となれるよう、国の人材育成制度等の積極的な活用を促す。

また、急峻な地形が多い大井川流域では、以前より架線集材により発展してきた。今後も架線による集材は必要不可欠であるが、技術を有した者の高齢化も進んでいるため、次世代を担う人材への技術の伝承を推進していく。

(2) 効率的な木材生産のためのプランナーの育成

森林所有者や林業従事者の生活の安定を図るため、森林組合等の林業経営体の職員に対し、効率的な木材生産に必要な計画を作成する知識の習得を促し、森林施業プランナーの育成を支援する。

(3) 林業への新規就業促進

林業への就業に関心がある者を対象に、林業の仕事や就業条件などに関する情報の提供や、就業支援講習会等の開催を支援することにより、新規就業の促進を図る。

(4) 森林技術者の就労環境の向上

森林技術者の就労環境の向上を目的に、林業経営体が行う雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取組を支援する。

また、林業従事者の通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価を促します。

(5) しいたけ生産者の育成

地域のしいたけ生産者の育成を図るために、品質適正表示や認証取得を指導するとともに、鳥獣害対策、生産技術向上のための品評会、消費拡大 PR 活動などを支援する。

2 林業機械の導入の促進に関する事項

林業の生産性及び安全性を向上させる高性能林業機械等の導入を促進する。

また、集約的な施業を実施するために、地形や地質、森林資源状況、経営にかかるコストを総合的に考慮し、車両系・架線系それぞれに応じた適切な路網整備と林業機械の組み合わせにより労働生産性を高め、表2-7-1をモデルとする低コスト作業システムの構築を目指す。

なお、低コスト作業システムの構築に不可欠な、高性能林業機械の導入やオペレーターの育成、林業労働災害の防止等については、県や林業・木材製造業労働災害防止協会等の支援事業等を積極的に利用していく。

表2-7-1 生産システムのモデル

システム	傾斜	最大到達距離 (m)		伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
		基幹路網から	細部路網から				
車両系	緩	150～200	30～75	ハーベスタ	グラップル	ハーベスタ	フォワーダトラック
	中	200～300	40～100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル	ハーベスタ プロセッサ	フォワーダトラック
	急	300～500	50～125	チェーンソー	グラップル ウィンチ	プロセッサ	フォワーダトラック
架線系	中	200～300	100～300	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	トラック
	急	300～500	150～500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

3 林業イノベーションの推進に関する事項

人手不足の問題の解決や施業の効率化等を図るため、「ふじのくに森林・林業イノベーションフォーラム」に参加し、先端技術の情報収集をするとともに、県、市町、林業経営体等により構成される「おおいがわスマート林業研究会」を中心に連携し、林業イノベーションの活用方法を研究していく。

4 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用の促進のために必要な施設について、表2-7-2に現状を整理する。

表 2-7-2 林産物の利用の促進のために必要な施設

区分	施設の 種類	現状			備考
		位置	規模	対図番号	
加工	製材工場 (旧川根町)	川根町笹間上	一式	△ 1	
	プレカット加工施設 (旧金谷町)	牛尾	一式	△ 2	
	長尺材加工施設 (旧金谷町)	牛尾	一式	△ 3	
	製材工場 (旧金谷町ほか)	牛尾ほか	一式	△ 4 ~ △ 9 △ 13	
	構造材加工施設 (旧金谷町ほか)	中河ほか	一式	△ 11 · △ 12	
流通	原木市場 (旧島田市)	御請	一式	△ 10	

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(法第 10 条の 5 第 2 項第 9 号及び第 10 号)

第 1 森林の病虫害の駆除又は予防の方法等

1 森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法

本市は、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。特に、松くい虫及びナラ枯れ被害対策については、表 3-1-1 に示す方針に則って適切に行う。

なお、森林病虫害等の蔓延により緊急に伐倒駆除する必要がある場合には、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

表 3-1-1 松くい虫等被害対策方針

項 目	方 針
松くい虫被害対策	・地域住民との協働により適正な管理を行い、松林の健全化を図る。 ・地域にとって特に重要な松に対し、予防剤の樹幹注入等の対策を実施して保全する。
ナラ枯れ被害対策	地域で被害の早期発見・監視に努め、初期段階で、適切な防除を推進する。

2 森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針

本市は、森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などのため、森林所有者を始め、地域住民への呼びかけを行い、森林病虫害の被害木等の情報収集に努める。

第2 鳥獣による森林被害対策の方法

1 鳥獣害防止森林区域の設定

森林生態系多様性基礎調査の結果等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下、鳥獣害防止森林区域という。）を表3-2-1に定める。

表3-2-1 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	島田 1～40・43・53～94 川根 1～128	17,085.06ha

2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法については、国、県等の関係機関と連携して計画的な捕獲や防護柵の設置等効果的な防護対策を推進する。

鳥獣害防止森林区域の人工林においては、表3-2-2に定める方法により、鳥獣害の防止のための措置を実施するものとする。

なお、実施にあたっては、鳥獣保護管理法に基づいて県が定める第二種特定鳥獣管理計画及び鳥獣被害防止特別措置法に即して本市が作成した「島田市鳥獣被害防止計画」に沿って行うものとする。

表3-2-2 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣の種類	鳥獣害の防止の方法等
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none">・ 鳥獣害の防止の方法は植栽木等の保護又は捕獲とし、これらを単独又は組み合わせて実施する。・ 植栽木等の保護は、防護柵や幼齢木保護具（食害防止チューブ等）、剥皮防止帯（テープ巻等）の設置等とする。・ 防護柵は、被害防止効果が十分に発揮されるよう、適切に維持管理を行い、必要に応じて改良等を行う。・ 捕獲は、わな捕獲（くくりわな等）、銃器等により行う。・ 鳥獣害があまり発生しておらず、鳥獣害防止施設の設置等が不要と判断される場合には、上記の方法に代わり、現地調査等による森林のモニタリングを実施し、被害状況の確認に努める。

3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法

鳥獣害防止森林区域外の森林においても、鳥獣害防止施設の設置等による鳥獣害の防止に努めるものとする。なお、鳥獣害の防止の方法等は、2の防止の方法に準じるものとする。

ただし、カモシカによる被害対策については、本市が毎年策定する「島田市カモシカ管理計画」に基づき対策を講じるものとする。

4 鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等

現地調査による確認のほか、森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報の収集に努める。

なお、鳥獣害の防止の方法が適切に実施されていない場合は、森林所有者等に対して指導・助言等を行う。

第3 林野火災の予防の方法

林野火災を予防するため、以下の方針に則った取組を行う。

- ・初期消火器材の配備を進めるとともに、山火事発生の未然防止に努める。
- ・山火事発生の高危険性が高い、入山者やドライバーの入り込む地域においては、タバコ、たき火の後始末の周知を徹底する。
- ・林業従事者に対して、火気の取扱いに対する指導を行い、山火事予防への意識を啓発する。

第4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除については、伐倒駆除等の処理を基本とするが、やむを得ず火入れを実施する場合には、「静岡県生活環境の保全に関する条例」及び「島田市火入れに関する条例」に基づき実施し、林野火災や周辺への延焼等の災害の発生に繋がらないよう、安全管理に十分配慮するものとする。

第5 その他必要な事項

- 1 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分該当なし。

- 2 その他

森林病虫害による被害及び山火事等を未然に防止するため、ポスター掲示や普及啓発品による啓発活動に努める。

また、台風等による造林木の風倒害が発生している森林の施業については、細心の注意を払って行うよう指導する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

第 1 保健機能森林の区域

該当なし。

第 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし。

第 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

1 森林保健施設の整備

該当なし。

2 立木の期待平均樹高

該当なし。

第 4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項（法第10条の5第3項第4号）

第1 森林経営計画の作成に関する事項

1 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するように指導する。

- ・ Iの第2の2に示す公益的機能別施業森林の施業方法
- ・ IIの第2の3に示す植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ・ IIの第5の3に示す森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3に示す共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ・ IIIに示す森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 一体整備相当区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域（以下、一体整備相当区域という。）を表5-1-1に定める。

表5-1-1 一体整備相当区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
川根 1	川根 1～28	1,885.20ha
川根 2	川根29～42	1,056.93ha
川根 3	川根43～62	1,222.06ha
川根 4	川根63～80	1,692.33ha
川根 5	川根81～107	2,818.99ha
川根 6	川根108～128	1,890.77ha
金谷 1	島田1～29	1,607.26ha
金谷 2	島田30～50	997.21ha
島田 1	島田53～74	2,503.00ha
島田 2	島田75～93	1,746.35ha
島田 3	島田94～122	2,143.50ha
島田 4	島田51～52・123～134	411.96ha

第2 生活環境の整備に関する事項

中山間地域における雇用の創出や市営住宅等の整備を行い、若者等を中心としたUJIターンによる定住を促進する。

第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市は、平成29年度に、近隣市町である川根本町、藤枝市と連携し、FSC森林認証の取得に取り組んでいる。FSC森林認証は、環境と経済の両立を実現した世界基準の森林管理を実現するための制度である。認証林から生産された原木をCoC認証を有する事業者が加工することで、認証材として流通させることができる。市内に、CoC認証を取得した事業者が5社あり、認証材の供給体制は整備されつつある。森林認証材として地域材の流通を図ることで、環境に配慮したブランド材として、大井川産材のPRに努め、地域林業・木材産業の振興を図る。

また、「島田市公共建築物等における木材利用の促進に関する方針」に基づき、木製カウンターや木製名札等の備品等や、公共建築物において率先して木材の利用を促進することで、森林資源の活用に対するPRを積極的に行っていく。

第4 森林の総合利用の推進に関する事項

東光寺地区において整備が行われた「悠久の森」及び、大代地区において整備が行われた「童子の森」について、既存の自然環境を活かしながら、市民が気軽に森林に親しむことのできる空間を維持する。

また、森林の総合利用に必要な施設を表5-4-1に掲げる。

表5-4-1 森林の総合利用施設

施設の種類	現状		対図番号
	位置	規模	
悠久の森	東光寺	東屋 2棟	

第5 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるために、次に掲げる取組等を行っていく。

1 地域住民参加による取組

- ・森づくりイベント等の広報を行い、地域住民への森林・林業への関心を高めるように努める。
- ・住民が森林と触れ合う活動ができるよう、童子沢親水公園に隣接する童子の森公園の遊歩道等を整備する。

2 上下流連携による取組

島田市山村都市交流センターささまを活用し、笹間地区を中心に森林整備や地域興しの活動を行っている「森づくりS川根・NPO」を支援することで上下流の住民交流の促進を図る。

第6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度に基づく事業について検討する。

第7 その他必要な事項

1 施業の制限を受けている森林に関する事項

保安林、自然公園、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該法令等に基づく施業を実施する。

2 森林の保全に関して留意すべき事項

森林の保全については、適切な施業の推進、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源の涵養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るとともに、保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図る。

また、近年頻発する集中豪雨等による水害を防止するために、流域治水の取組と連携するとともに、流木被害を防止するため、伐採木の適正な処理や渓流域での危険木の除去等に努める。

3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

森林の土地の形質の変更にあたりは、次の事項に留意する。

(1) 保安林

保安林では、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし原則として森林以外の転用は行わないものとする。

(2) 保安林以外の森林

保安林以外の森林では、当該森林の植生、地形、地質、土壌、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、及び下流の河川、水路の整備状況、周辺に

おける土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を勘案し、次の４点に留意した上で、森林の適正な利用を図る。

- ア 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと
- イ 水害を発生させるおそれがないこと
- ウ 水の確保に著しい影響を及ぼすおそれがないこと
- エ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと

4 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

富士山静岡空港付近の森林は航空機などの騒音等の緩衝帯としての役割が大きいことから環境保全のための整備を促進する。

5 公有林の整備に関する事項

市では、現在、約 30 h a の森林を所有している。しかし、所有している森林が点在し集約されていないため、近隣の所有者と協力し適正な管理を行っていく。

6 良好な森林景観の形成に関する事項

旧島田地域に位置し、大井川に架かる蓬莱橋は、「世界一長い木造歩道橋」としてギネス認定されており、多くの観光客が訪れている。右岸周辺の森林については、スギ・ヒノキの人工林が多く、また土砂流出防備保安林として指定されていることから、整備が必要であり、間伐等により蓬莱橋と一体となった良好な景観を保全していく。

また、東海自然歩道をはじめ、市内には多くのハイキングコースがあるため良好な景観を保全していく。

別紙

計画	開設/拡張	種類	(区分)	路線名 (位置)	計画 期区 分	延長 (km) /箇所(箇 所)	利用 区域 面積 (ha)	前 半 5 カ 年 の 計 画 箇 所	対 図 番 号	備 考
森林基幹道の開設計画 (1路線 0.4km)										
	開設	自動車道		大尾大日山 (旧川根町)	前期 後期 計	0.3 0.1 0.4	355	○		(2, 113)
森林管理道の開設計画 (5路線 18.5km)										
	開設	自動車道		伊太 (旧島田市)	前期 後期 計	0.5 0.6 1.1	41	○		
	開設	自動車道		日カケ山 (旧川根町)	前期 後期 計	0.7 0.7 1.4	224	○		
	開設	自動車道	林業 専用道 指定林道	京柱 (旧川根町)	前期 後期 計	0.5 - 0.5	225	○		
	開設	自動車道	指定林 道 (見込)	地名笹間 (旧川根町)	前期 後期 計	5.0 6.5 11.5	13	○		(103)
	開設	自動車道		大平三並支 (旧川根町)	前期 後期 計	2.0 2.0 4.0	230	○		
林道の拡張(改良)計画 (30路線 73箇所)										
	拡張	自動車道	改良	大森 (旧島田市)	前期 後期 計	2 1 3	842	○		法面保全 局部改良
	拡張	自動車道	改良	鍋島犬間 (旧島田市)	前期 後期 計	1 1 2	292	○		法面保全 局部改良
	拡張	自動車道	改良	西の谷 (旧島田市)	前期 後期 計	1 1 2	42	○		法面保全 局部改良
	拡張	自動車道	改良	会下沢 (旧島田市)	前期 後期 計	3 1 4	39	○		法面保全 局部改良

拡張	自動車道	改良	大森上河内 (旧島田市)	前期 後期 計	2 1 3	169	○		法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	大草 (旧島田市)	前期 後期 計	1 1 2	116	○		法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	相賀小川 (旧島田市)	前期 後期 計	1 1 2	96	○		法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	小川 (旧島田市)	前期 後期 計	2 1 3	46	○		法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	清笹高根 (旧島田市)	前期 後期 計	3 1 4	154	○		法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	高熊 (旧島田市)	前期 後期 計	1 1 2	204	○		法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	萩ノ平 (旧島田市)	前期 後期 計	1 1 2	104	○		法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	京柱 (旧島田市)	前期 後期 計	1 2 3	504	○		法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	家山 (旧川根町)	前期 後期 計	1 1 2	742	○		(1,067) 法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	下泉笹間 (旧川根町)	前期 後期 計	1 1 2	414	○		(663) 法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	日カケ山 (旧川根町)	前期 後期 計	1 1 2	137	○		法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	上手川 (旧川根町)	前期 後期 計	1 1 2	106	○		法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	峯倉平 (旧川根町)	前期 後期 計	1 1 2	133	○		法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	松間沢 (旧川根町)	前期 後期 計	1 1 2	32	○		法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	平松 (旧川根町)	前期 後期 計	1 1 2	74	○		法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	市井平 (旧川根町)	前期 後期 計	1 1 2	631	○		法面保全 局部改良

拡張	自動車道	改良	南沢 (旧川根町)	前期 後期 計	1 1 2	157	○		法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	八垂ツユガキ (旧川根町)	前期 後期 計	1 1 2	70	○		法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	葛籠 (旧川根町)	前期 後期 計	1 1 2	245	○		法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	明ヶ島 (旧川根町)	前期 後期 計	2 1 3	288	○		(735) 法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	日掛 (旧川根町)	前期 後期 計	1 1 2	986	○		(1,044) 法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	八高山 (旧川根町)	前期 後期 計	2 1 3	281	○		(1,292) 法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	湯島 (旧川根町)	前期 後期 計	2 1 3	653	○		法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	大平三並 (旧川根町)	前期 後期 計	2 1 3	223	○		(465) 法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	湯倉 (旧川根町)	前期 後期 計	1 1 2	143	○		法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	大尾大日山 (旧川根町)	前期 後期 計	1 2 3	355	○		法面保全 局部改良

林道の拡張(舗装)計画 (9路線 19.9km)

拡張	自動車道	舗装	鍋島犬間 (旧島田市)	前期 後期 計	2.5 0.3 2.8	292	○		
拡張	自動車道	舗装	大平三並 (旧島田市)	前期 後期 計	0.1 0.1 0.2	242			(465)
拡張	自動車道	舗装	清笹高根 (旧島田市)	前期 後期 計	2.0 2.7 4.7	154	○		

拡張	自動車道	舗装	大森 (旧島田市)	前期 後期 計	0.2 0.2 0.4	842	○		
拡張	自動車道	舗装	京柱 (旧島田市)	前期 後期 計	- 2.4 2.4				
拡張	自動車道	舗装	葛籠 (旧川根町)	前期 後期 計	1.0 - 1.0	245	○		
拡張	自動車道	舗装	下泉笹間 (旧川根町)	前期 後期 計	0.5 2.5 3.0	414	○		(663)
拡張	自動車道	舗装	八高山	前期 後期 計	1.2 3.4 4.6	1,292	○		
拡張	自動車道	舗装	大平三並 (旧川根町)	前期 後期 計	0.1 0.1 0.2	223	○		(465)
拡張	自動車道	舗装	家山 (旧川根町)	前期 後期 計	0.3 0.3 0.6	742	○		(1,067)

* 森林管理道には林業専用道を含む

参考資料

(1)人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H17年	102,108 (99.5)	49,775	52,333	14,316	7,366	6,950	16,084	7,937	8,147	19,354	9,791	9,563	28,952	14,543	14,409	23,402	10,138	13,264
	H22年	100,276 (97.7)	48,876	51,400	13,533	6,908	6,625	14,163	7,038	7,125	18,828	9,624	9,204	27,888	13,980	13,908	25,864	11,326	14,538
	H27年	98,112 (99.7)	47,806	50,306	12,778	6,538	6,240	12,650	6,296	6,354	18,062	9,328	8,734	25,481	12,780	12,701	28,840	12,701	16,139
構成 比 (%)	H17年	100.0	48.7	51.3	14.0	7.2	6.8	15.8	7.8	8.0	19.0	9.6	9.4	28.3	14.2	14.1	22.9	9.9	13.0
	H22年	100.0	48.7	51.3	13.5	6.9	6.6	14.1	7.0	7.1	18.8	9.6	9.2	27.8	13.9	13.9	25.8	11.3	14.5
	H27年	100.0	48.7	51.3	13.1	6.7	6.4	12.9	6.4	6.5	18.4	9.5	8.9	26.1	13.1	13.0	29.5	13.0	16.5

(注)1.資料は国勢調査とする。

2.年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

3.総計の計の()内には各年次の比率を記入する。

②産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業			第2次産業	第3次産業	
			農業	林業	漁業			
実数 (人)	H17年	55,515	4,875	4,803	57	15	21,457	29,019
	H22年	52,222	3,841	3,752	75	14	19,151	28,252
	H27年	51,219	3,338	3,230	89	19	18,589	28,705
構成比 (%)	H17年	100.0	8.8	8.7	0.1	0.0	38.8	52.4
	H22年	100.0	7.5	7.3	0.2	0.0	37.4	55.1
	H27年	100.0	6.6	6.4	0.2	0.0	36.7	56.7

(注)1. 資料は国勢調査とする。

2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(2) 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積			林野面積	その他	
			田	畑	樹園地			
実数 (ha)	H17年	31,588	2,785	549	50	2,185	20,978	7,825
	H22年	31,588	2,682	524	39	2,119	20,901	8,005
	H27年	31,570	2,455	443	62	1,950	20,901	8,214
構成比 (%)	H17年	100.0	8.8	1.7	0.2	6.9	66.4	24.8
	H22年	100.0	8.5	1.7	0.1	6.7	66.2	25.3
	H27年	100.0	7.8	1.4	0.2	6.2	66.2	26.0

(注)1. 資料は農林業センサス、静岡県森林・林業統計要覧とする。

2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(3) 森林転用面積

(単位：ha)

年次	総数	工場・事業用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
S55年	1	—	—	—	—	—	1
H2年	26	2	—	—	15	5	4
H12年	220	—	12	—	8	191	9

(注)1. 資料は昭和55年、平成2年、平成12年林業センサスとする。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

(令和2年3月31日現在 単位：ha)

保有形態	総面積(A) (ha)	立木面積(ha)		人工林率 (B/A)	比率(%)	
		人工林(B)	天然林			
民有林	19,973	19,434	13,501	5,933	67.6	95.8
私有林	19,093	18,577	12,734	5,843	66.7	91.6
公有林	880	857	767	90	87.1	4.2
県有林	434	416	395	21	91.0	2.0
市(町)有林	54	53	43	10	79.6	0.3
財産区有林	392	388	329	59	83.9	1.9
国有林	871					4.2
市(町)計	20,844					100.0

(注)1. 資料は、森林簿とする。

2. 国有林には林野庁とそれ以外の省庁が所管する森林を含める。

② 在村者・不在村者別私有林面積

(令和2年3月31日現在 単位：ha)

	年次	民有林合計	在村者面積	不在村者面積		所有者不明面積	
				県内	県外		
実数 (ha)	令和元年	19,973	14,828	5,091	4,012	1,079	54
構成 比 (%)	令和元年	100.0	74.2	25.5(100)	20.1(78.8)	5.4(21.2)	0.3

(注)1. 資料は森林簿とする。

③ 民有林の齢級別面積

(令和2年3月31日現在 単位：ha)

	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級 以上
民有林	19,507	118	145	474	1,290	2,608	14,870
人工林	13,575	67	136	465	1,075	2,214	9,618
うちスギ	7,063	13	31	125	351	849	5,694
うちヒノキ	6,117	37	101	331	659	1,353	3,636
うちマツ	275	-	-	-	1	3	271
天然林	5,932	51	9	10	215	395	5,252

(注)1. 資料は森林簿とする。

2. マツはクロマツ及びアカマツを含む。

3. 竹林や未立木地等は除く。

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	1～ 5ha	5～ 10ha	10～ 20ha	20～ 30ha	30～ 50ha	50～ 100ha	100～ 500ha	500ha 以上	総数
林家数 (戸)	751	184	144	56	64	33	14	1	1,247

(注)1. 資料は2015農林業センサスとする。

(5) 林業の位置付け

① 産業別生産額

(単位：百万円)

総生産額(A)		365,533
第1次産業		4,104
うち林業(B)		297
第2次産業		158,948
第3次産業		202,481
(B+C)/A		0.1%

(注) 1. 資料は平成28年度しずおか県の地域経済計算とする。

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(調査日：平成30年6月1日)

	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	318	11,059	4,350,428
うち木材・木製品製造業(B)	22	299	107,261
B/A	6.9%	2.7%	2.5%

(注) 1. 資料は平成29年工業統計調査・統計表(市町編) 従業者4人以上の事業所とする。

2. 製造業には、林業は含まれない。

3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

4. 木材・木製品製造業には、家具は含まれない。